

整理番号

子ども手当に係る寄附の申出書

（寄附先） 長浜市長

私は、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、長浜市長から支給を受ける子ども手当の額のうち、以下の額につき、当該子ども手当の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

<input type="checkbox"/> 子ども手当の全部（各月の手当額の全部を寄附）	1万3千円 × = 円		
<input type="checkbox"/> 子ども手当の一部 （各支払期月毎に右の額を寄附）	平成22年6月支払期(4月分、5月分)	1万3千円 ×	= 円
	平成22年10月支払期(6月分～9月分)	1万3千円 ×	= 円
	平成23年2月支払期(10月分～1月分)	1万3千円 ×	= 円
	平成23年6月支払期(2月分、3月分)	1万3千円 ×	= 円

（注）寄附の額は各支払期月における手当額の範囲内で、1万3千円に自然数を乗じた額とします。

平成 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【注意】

- 1 寄附は、子ども手当の受給資格者が行うこととなりますので、署名欄と子ども手当の受給資格者名が異なる場合には、寄附の申出はできません。
- 2 寄附の申出は、[長浜市が定めた期限] までに行ってください。期限を過ぎての申出はできません。
- 3 申し出た寄附は、所定の手続きにより変更又は寄附することができますが、すでに手当の支払いが行われ、寄附を受領した後は、寄附した額の返還には応じかねます。
- 4 寄附の受領額については、別途、受領証明書を発行します。
- 5 転出等により子ども手当の支給事由が消滅した場合には、転入先市町村において、子ども手当認定請求書の申請及び引き続き寄附をされる場合は寄附申出書の提出が必要となります。
- 6 手当の額の減額により、この申出書の寄附の額に達しない場合には、申出の寄附の額の全部について、寄附は行わないこととなります。